

第4章 防 災 設 備

第1節 消 防 用 設 備 等

- 4.1.1 法 定 点 検 | 点検の基準、期間及び結果報告は「消防法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによる。

第2節 建築基準法関係防災設備

- 4.2.1 点 検 及 び 保 守 | 点検の基準、期間及び結果報告は「建築基準法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによるほか、本項による。

- 4.2.2 非 常 用 照 明 装 置 | 非常用照明装置の点検項目及び点検内容は、表 4.2.1 による。

表 4.2.1 非常用照明装置

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
1. 外観点検	① 照明器具の破損、変形及び腐食の有無を点検する。 ② 照明器具の取付け状態及び使用ランプの適否を点検する。 ③ 充電表示灯のあるものは、点灯していることを確認する。ただし、充電表示灯がないバッテリーモニタ付きの器具の場合は、表示灯が不点の場合であっても試験停電により所定の動作（赤色ランプの不点又は点灯）を点検する。 ④ 自主評定マークの有無を確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
2. 機能点検	① ランプの汚れ、劣化等の有無を点検する。 ② 点検スイッチ又は分電盤等で常用電源から非常用電源に切替えた場合、ランプが正常に点灯することを確認する。 ③ 電池内蔵形照明器具は 30 分間以上（48 時間以上充電後）継続して有効に点灯することを確認する。 ④ 電源別置形照明器具は、予備電源に切替えて 30 分間以上点灯することを確認する。	1 Y 1 Y 1 Y 1 Y	
3. 照度測定	① JIS C 7612「照度測定方法」により、床面の水平面照度を測定する。 ② 測定位置は、非難行動に重要な箇所（例えば、階段では避難階段及び主階段の踊り場、廊下では重要な廊下のうち屋外への出口に近い場所等）で、人の動線となる箇所とする。	1 Y 1 Y	

4.2.3 防火戸、ダンパー等

防火戸、ダンパー等の点検項目、点検内容は、表4.2.2による。

表4.2.2 防火戸、ダンパー等

(1/3)

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 機器点検			
a. 連動制御器			
イ. 連動制御器	① 変形、損傷、腐食等の有無を確認する。 ② 電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。 ③ 結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。 ④ 連動作動試験は、感知器の機能点検に行う加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点検及び音響装置が鳴動することを確認する。 ⑤ 遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。 ⑥ 付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号ができることを確認する。	6 M 6 M 6 M 6 M 6 M 6 M	
ロ. 予備電源	① 充電装置等の損傷、異常音、異臭及び異常な発熱の有無を確認する。 ② 常用の電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認する。 ③ 容量試験を行い、容量が適正であることを確認する。	6 M 6 M 6 M	
ハ. ランプ、スイッチ、ヒューズ類	① 各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無を確認する。 ② スイッチ類は、開閉機能及び開閉位置が正常であることを確認する。 ③ ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。	6 M 6 M 6 M	
b. 感知器	① 変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。 ② 設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の有無を確認する。 ③ 設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。 ④ 熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。	6 M 6 M 6 M 6 M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
c. 自動閉鎖装置	⑤ 煙感知器にあつては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。	6 M	
	⑥ 補償式又は定温式スポット型感知器は加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。	6 M	
	⑦ イオン化式又は光電式感知器は加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。	6 M	
イ. 防火戸、ダンパー	① 防火戸の周囲に、閉鎖及び避難上障害となるものがないことを確認する。	6 M	
	② 防火戸及びダンパーが規定の装置により正常な状態でセットされていることを確認する。	6 M	
	③ 防火戸、ダンパー及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。	6 M	
	④ 温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。	6 M	
	⑤ 防火戸及びダンパーの手動による閉鎖が正常に作動することを確認する。	6 M	
	⑥ 連動制御器の作動指令により防火戸及びダンパーが正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることを確認する。	6 M	
	⑦ 作動確認用スイッチの作動意を確認する。	6 M	
	⑧ 防火戸及びダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。	6 M	
2. 総合点検	① 煙感知器の感度が正常であることを所定の感度試験器により確認する。	1 Y	
	② 予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸、ダンパー等が正常に作動することを確認する。	1 Y	
3. 絶縁抵抗測定	次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間（1回線当り） ・端末器回路と大地間（1回線当り） ・感知器回路と大地間（1回線当り） ・付属する音響装置にいたる回路と大地間	1 Y	
4. 建 具			
a. 防火戸、排煙窓等	① 避難扉の開閉の妨げになる障害物がないことを確認する。	6 M	
	② 作動状態の良否及び作動後の閉鎖状態の良否を確認する。	6 M	

点 検 項 目	点 検 内 容	周 期	備 考
	③ 建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。	6 M	
	④ 金物類のさび、腐食の有無を確認する。	6 M	
	⑤ 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。	6 M	
	⑥ 金物類のがたつき、緩み及び変形の有無を点検する。	6 M	